

市会議第11号

旧統一教会等による被害の救済・防止を求める意見書の提出について

旧統一教会等による被害の救済・防止を求める意見書を次のとおり提出する。

令和4年11月2日提出

提出者 市会議員 赤坂 仁 ほか24名
(日本共産党市議団、民主・市民フォーラム、
立憲民主党市議団、無所属(小田))

令和 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、
総務大臣、文部科学大臣、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）、
国家公安委員会委員長、文化庁長官、
消費者庁長官 宛て

京都市会議長 名

旧統一教会等による被害の救済・防止を求める意見書

旧統一教会（現世界平和統一家庭連合）等は、その信者に信者であることや教義を隠して新たな信者を勧誘させ、多額の献金を強要したり、虚偽の説明や威迫的言動で印鑑やつぼなどを高額で売りつけたりするなどの活動を行い、そのことで献金の返金等を命じる判決が下されるなどの社会的事案を多数発生させている団体である。全国霊感商法対策弁護士連絡会によると、確認できた旧統一教会に関する被害相談の総額は、2010年から2021年までの12年間で約138億円に上ると報告されている。

よって国におかれては、下記のとおり対策を求める。

記

- 1 早急に被害実態の把握に努めるとともに、被害救済のための法整備を行うこと。
- 2 自治体が担う消費者相談の体制を強化するため、専門性の確保や研修に必要な予算措置を行うこと。
- 3 旧統一教会と政治家の癒着を究明し、国民への説明責任を果たすこと。
- 4 学生等の若い世代が経験や情報の不足などにより霊感商法等の被害に遭わないように、教育機関等による周知、啓発の実施を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

